

議員提出議案第 4 号



飯能市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び飯能市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日

提出者	飯能市議会議員	野 口	和 彦
賛成者	同	栗 原	義 幸
同	同	武 田	一 宏
同	同	坂 井	悦 子
同	同	新 井	巧
同	同	加 藤	由貴夫

飯能市議会議長 中 元 太 様

## 飯能市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

飯能市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第90条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 提案理由

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進するための環境整備を図るため、欠席の届出に関し、育児、看護、介護等が欠席の事由となることを明らかにする等所要の改正をするため提案するものである。

飯能市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出すること</u></p>

前日から当該出産の日後8週間  
を経過する日までの範囲内におい  
て、その期間を明らかにして、あ  
らかじめ委員長に欠席届を提出す  
ることができる。

ができる。